みんなで築こう明るい社会

毎年七月は「社会を明るくする運動」の推進月間です。これは、犯罪を防止して、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、みんなで力を合わせて、明るい社会を築こうとする、全国的な運動です。

この運動では、罪を犯した人たちの更生を側面から援助するため「封筒募金」が行われます。ご協力ください。

なお、この運動の中心になって活動する保護司について、新津分区長の田村さんからの投稿をご紹介します。

社明月間と保護司について

七月一日から七月三十一日まで〝社明月間〟ですが、私たち保護司も、この運動のお手伝いをしています。

(一)「社会奉仕の精神を持ち、犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発につとめ、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」――これが保護司の任務です。

(二)「非行青少年や犯罪者の更生のために、あなたも協力してください。」「きずつきし心の子等を、いだきよする母の心ともなりて、いつくしまなむ。」――保護司は、常に心深くこの気持ちを持って活動しています。

(三)保護司は法務大臣から委嘱される非常勤の公務員であり、本来地域代表として選ばれた社会奉仕者であって、いわゆる名誉職的な性格を持っています。

(四)保護司は刑事政策の分野で重い責任があるため、この選考は極めて厳重で、次のような条件があります。

▽生活が安定していると認められること　▽禁固以上の刑に処せられたものでないこと、またその家族においてもその様な方のないこと　▽この職務の遂行に必要な熱意を有すること　▽人望、人徳があること　▽地域的に点てんと委嘱されることになっていること　▽最初の任命は六十歳未満の方であること

(五)保護司会は各地区にあり、中蒲原には新津（小須戸町を含む）、亀田（横越村を含む）、村松、五泉などにあります。各分区ごとに互選された分区長がおり、これを中蒲原地区長が統括しています。

(六)新津分区には、いま三十四人の保護司がおり、保護観察の知識と技術を向上させるため、ケース研究など熱心な活動を行っています。

(七)今月は社明月間です。「つなぎあう手と手で非行のない明るい社会」の向上につとめます。

以上、保護司の一端を申しあげましたが、更生婦人会をはじめ、市の各種団体並びに市民の皆さまのご指導とご協力を切にお願いする次第です。

（新津分区　田村善四郎）

市長雑感 (81)

〝七色の空気〟に見た公害の公害

ようやくにして人間の健康、環境保全の優先が見直されつつある今日というが、この〝反省〟はどこからきたのだろうか。

産業の発達とともに深刻化してきた〝公害〟という問題がとりざたされてからすでに久しい。一つには、工業的に利用価値が高いとされている先とともに広がった環境破壊、そして地方へも押寄せてきている都市公害。これらは昭和三十年以降のいわゆる高度経済成長がもたらした遺物にほかならない。だとすると、公害は社会の責任で引起こされた犯罪である。

PCB汚染にまつわる問題などは、なんといっても危機感が迫る。数多くの職業病を引起こし、また環境汚染の元凶となったかと思えば、食品や人体の汚染へと展開されたことである。一方では、産業優たる海を埋立てた工場用地にひしめきあい、石油精製、化学センター、自動車など、複合コンビナートを形成していたのには驚嘆の一語。工業生産も、ここでは岡山県全体の五〇％近くを占めているというし、東瀬戸圏の工業開発拠点なのである。

ついこの間、岡山県で開催された全国治水大会に出席して、倉敷市にある水島工業地域を丘陵地から眺望することができた。

およそ百に近い事業所群が、新津市のほぼ三分の一にもあたる広大な地域を埋めつくしているのである。

ところが、その上空の大気たるや、〝七色の空気〟をちりばめており、水汚染などとともに公害地域として名をはせているのにも、その情景から十分過ぎるほど察しがついた。

魚に薬品の臭いがし、養殖貝が育たないとか、洗浄工場の汚染で農漁業に被害を出したなどは、この地域がちょうど三十六・七年ころの大工業地帯として発展途上にあった時のように思う。そして近年では、あの石油の流出さわぎ。

バスに同乗した地元県のある市長が、こんなことをいっていた。「騒音や大気、水汚染も種類が増えてねえ、付近の住民たちは村ぐるみ家屋敷、田畑を処分して、どこかへ引越さなければならない瀬戸ぎわにまできているということですよ。生活していくために…」とか。ここにも高度成長にかくされた一面が浮きぼりにされたようで〝公害の公害〟といった状態なのだろうか。

豊富な土と緑に澄みきった空気。平凡であってもいい、こんなふるさとたる新津への愛着は限りない。

志田保

お買物、ご用命は市内で

カメラ8ミリは3回　20回払い
気軽なカメラクレジットを
ご利用下さい
(株)コダカメラ店
新津市本町二丁目　☎(2)0583

いけばな材料
慶弔用・盛花・花束
小林生花店
新津市新町1丁目　TEL (2) 1080・5707

楽しい買物も地域商業活動の発展から……

消費者保護を考えた健全な地域商業活動の発展をはかろうと「新津市大型店舗対策要綱」が、6月1日にさかのぼってスタートしました。

大型店舗対策――といっても、消費者の利益を無視して大型店舗の進出を阻止しようというものではありません。大型店、あるいは中規模店といわれる店舗の面積や取扱い商品、そして駐車場、自転車置き場の設置状況などをあらかじめ届け出てもらって、混乱が起きないよう地元中小商業者との調整をはかる、新津市独自のルールを決めたということです。

つまり、売場面積1,500m²以上のものを大型店舗といって、その対策は法律できめられていますが、この対象にならない500m²以上1,500m²未満の店舗（中型店舗といわれるもの）について対策をきめたのが、今度の要綱の主なねらいです。

この要綱がスタートしたことによって、今後、中規模店舗を新設または増設しようとするとき、あるいは中規模店で小売業を営もうとするときは、開店日・営業開始の日の6か月前までに、市長への届け出が義務づけられることになりました。

また、要綱で決められたルールが守られないときは、勧告、公表といった強い措置もとられることになっています。

なお、このほかでは、大型店舗の出店にかかわるいろいろな問題を調査・研究したり、基本的な対策などを検討する「対策協議会」も設けられることになっています。この協議会は、商業者、消費者、学識経験者、市助役など、12名以内の委員（2年任期）で組織されます。

大きな店舗――＊
出店に新しくルール
大型店舗対策要綱がスタート

大型店舗対策要綱は――＊

大型店（売り場面積千五百平方メートル以上）の進出と周辺の既存小売店の問題は、法律にもいろいろ決められていて、調整がはかられています。しかし、売り場面積千五百平方メートル未満のいわゆる中規模店舗といわれるものであっても、場合によっては小売り業者へ相当の影響をおよぼすことがあります。このため、各県でこれらについても調整をはかろうとする動きが活発になっていました。

新潟県でも、これらに関する「指導要綱」を早速四月から施行させ、県内各市への対策要綱公布の指導がなされていたものです。

中規模店の新設・増設

♡…建物の名称・所在地・延べ床面積・構造
♡…店舗面積
♡…店舗面積が五百平方メートルを超える予定月または工事完成予定月
♡…主な小売業者およびその取扱い商品
♡…駐車場および自転車置場の設置状況

中規模店での小売業開店

♡…店舗の名称・所在地
♡…開店予定日
♡…店舗面積
♡…閉店時刻・休業日数
♡…主な取扱い商品

これから新・増設する人は……

これから中規模店舗（五百平方メートル以上千五百平方メートル未満の店舗）を新設または増設しようとする人と、中規模店で小売業を営もうとする人は、開店日・営業開始日のそれぞれ六か月前までに、次の内容を記入して、市役所商工観光課あて届け出をお願いします。

お買物、ご用命は市内で

カメラのことならおまかせください!!
今が　らくらくかえる　チャンス!!
カメラクレジット
楽しさは先取り、お支払いはあとから…
3回～20回払い
カメラのサカヅメ
本店　新津市本町4丁目5－6　TEL(代)2100045
新町店　新津市新町1丁目2－29　TEL (2)2484

たべてみませんか
イタリアの味
PIZZA
おいしいピザと
楽しいお茶
ピザハウス
サンロード
TEL 3－1577
本町1富士ビル（旧オースギ）